第二十四条第二十項中「第三十九条の百六第二十八項」を「第三十九条の百六第二十一項」に改め、同条第三十九項中「第六十八条の八十五の四第一項」を「第六十八条の八十五の三第一項」に、「第六十八条の八十五の四の」を「第六十八条の八十五の三の」に改め、同項の表租税特別措置法第六十八条の七十四第一項の項及び租税特別措置法第六十八条の七十五第一項及び第六十八条の七十六第一項の項中「第六十八条の八十五の四」を「第六十八条の八十二から第六十八条の八十五の三まで」に改め、同表租税特別措置法第六十八条の七十六の二第一項の項中「第六十八条の八十五の三」を「第六十八条の八十二から第六十八条の八十五の二まで」に改め、同表租税特別措置法第六十八条の八十五の四第十四項第二号ハの項中「第六十八条の八十五の三第十四項第二号ハ」を「第六十八条の八十五の四第十四項第二号ニの項中「第六十八条の八十五の四第十四項第二号ニ」を「第六十八条の八十五の三第十四項第二号ニ」に改め、同条第四十項の表法人税法施行令第百五十五条の五第三号の項中「第六十八条の八十五の四」を「第六十八条の七十八」に改め、同表租税特別措置法施行令第三十九条の百二十四第一項第二号の項及び租税特別措置法施行令第三十九条の百二十四第一項第三号の項を次のように改める。

租税特別措置法施行令第三十九条の百二十四第一項第二号	含む。）又は	含む。）若しくは
	の規定	又は震災特例法第二十七条第一項（震災特例法第二十八条第八項において準用する場合を含む。）の規定
租税特別措置法施行令第三十九条の百二十四第一項第三号	含む。）又は	含む。）若しくは
	の規定	又は震災特例法第二十七条第七項（震災特例法第二十八条第九項において準用する場合を含む。）の規定

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三十九条　前条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十条第四項から第八項までの規定は、平成二十三年分以後の所得税について適用する。

（租税特別措置法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第四十条　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第百三十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三十四条第二項の表第八項の項中「すべて」を「全て」に改める。

（租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第四十一条　租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十一年政令第百八号）の一部を次のように改正する。

附則第二十六条第七項中「新令」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十三年政令第百九十九号）第一条の規定による改正後の租税特別措置法施行令（以下「平成二十三年新令」という。）」に、「第三十九条の七第十六項第三号」を「第三十九条の七第六項第三号」に改める。

附則第四十条第六項中「新令第三十九条の百六第七項第三号」を「平成二十三年新令第三十九条の百六第二項第三号」に改める。

（地方自治法施行令の一部改正）

第四十二条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の項第一号中「第二十五条第十八項」を「第二十五条第十三項」に、「第三十九条の七第九項、第十一項及び第十七項」を「第三十九条の七第七項」に改める。

（国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正）

第四十三条　国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第十五号中「又は」を「若しくは」に改め、「還付金」の下に「又は同法第九十七条の二第一項に規定する特別還付金」を加える。

（卸売市場法施行令の一部改正）

第四十四条　卸売市場法施行令（昭和四十六年政令第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

第八条を削り、第九条を第八条とする。

（独立行政法人雇用・能力開発機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部改正）

第四十五条　独立行政法人雇用・能力開発機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十三年政令第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第一号中「第二十六条第八項第四号、第十一項第一号」を「第二十六条第九項第四号、第十二項第一号」に、「第二十六条の四第十項第三号」を「第二十六条の四第十一項第三号」に改める。

財務大臣　野田　佳彦
内閣総理大臣　菅　**直**人

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年六月三十日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第二百号

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十二号）の施行に伴い、この政令を制定する。

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令（平成九年政令第三百六十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「第四条第二項」を「第四条第三項」に改める。

附　則

この政令は、平成二十六年一月一日から施行する。

財務大臣　野田　佳彦
内閣総理大臣　菅　**直**人

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年六月三十日

内閣総理大臣　菅　**直**人